

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の改正内容について

令和7年度より、本補助金制度が改正されました。主な内容は以下のとおりです。

【改正内容】

1. 太陽光発電システムの補助単価の変更

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方（単位 kW、小数点以下切捨て）に乘じる単価について

改正前：1kW 当たり 3 万円を乗じて得た額（上限 12 万円）

改正後：1kW 当たり 1.5 万円を乗じて得た額（上限 6 万円）

2. 補助対象設備（住宅用蓄電システム）の追加

補助額：1kWh 当たり 1 万円を乗じて得た額（上限 6 万円）

※太陽光発電システムとの同時設置のほか、蓄電池単体での設置も対象。ただし、太陽光発電設備設置済家屋限定とする

蓄電システムに係る申請書類

- 蓄電システムの設置状況が確認できる写真
- 蓄電システムの型番、製造番号が確認できる銘板の写真
- 蓄電システムの回路図等
- 蓄電池の型式及び蓄電容量が明記されている書類
- メーカーが発行する蓄電システムの保証書の写し
- 蓄電システムの設置に要した経費の領収書等の写し

3. 交付申請書様式の変更

これまでの様式については、使用することができません